附属書一（第二章関係）　第十九条に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　運用上の証明手続
附属書四（第六章関係）　金融サービス
附属書五（第六章関係）　電気通信サービス
附属書六（第六章関係）　第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書七（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書八（第八章関係）　第九十条1に規定する措置に関する留保
附属書九（第八章関係）　第九十条2に規定する措置に関する留保
附属書十（第八章関係）　収用

前文

日本国及びインド共和国（以下「インド」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易及び投資の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、両締約国の市場の魅力及び活力を高め、並びに両締約国の製造業及びサービス業の効率及び競争力の向上に貢献することを認識し、

さらに、経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること並びに経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

両締約国が経済及び開発に関する目標を追求する権利並びに国家の政策目的を実現する権利を有することを再確認し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

明確かつ互恵的な規則の制定及び規制に関する協力を通じて貿易及び投資を促進することを決意し、

経済上の連携が両締約国間のみならず地域における貿易及び投資の拡大に貢献するとの確信を共有し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力を促進すること。

(e) 各締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(f) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

(g) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　地理的適用範囲

別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、それぞれの締約国の「区域」に適用する。「区域」とは、それぞれの締約国について、その領域（その領海を含み、当該領域の上空に及ぶ。）並びに領海の外側に位置する全ての区域（海底及びその下を含む。）であって、締約国が自国の法令及び国際法（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づき主権的権利又は管轄権を有するものから成る。

注釈　この条の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第三条　一般的定義

別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、インドについては財務省歳入局消費税・関税庁をいう。

(b) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(c) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に形成され、設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係の法律に基づいて形成され、設立され、又は組織される企業であって、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているものをいう。

(f) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(g) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(h) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義される商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(i) 「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭又は金銭的価値を有する契約に基づく給付を請求する権利

(vi) 知的財産

注釈　「知的財産」とは、第百二条2に規定するものをいう。